

EPAにおける 原産地規則について



名古屋税関 業務部
原産地調査官



本日の説明

- 原産地基準はなぜ必要なのか？
- 原産品（原産地基準を満たす産品）とは？
- 原産地を証明するとは？（主に輸出の面から）



原産地基準の必要性



原産地規則と特惠税率

■ 特惠税率の種類

※EPA税率

(経済連携協定 EPA: Economic Partnership Agreement)

- EPA相手国の原産品に対して、一般の関税率よりも低い
EPA税率を適用

※(一般)特惠税率

(GSP: Generalized System of Preference)

- 開発途上国の原産品に対して、一般の関税率よりも低い
特惠税率を適用

■ 特惠税率の適用対象

- 原産地規則を満たす原産品 (≠相手国からの輸出品)

EPA税率を適用する相手国の産品とは？

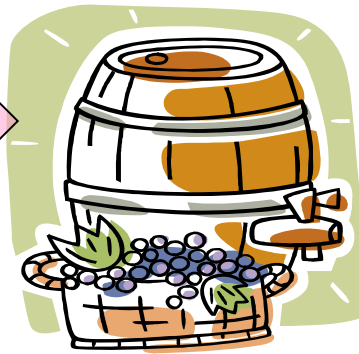
ー原産地基準の必要性(スイスからのワインを例として)①

相手国(スイス)

○ 相手国(スイス)ですべてが完結している場合



ぶどうを収穫



醸造



ビン詰め

スイスのワイン？

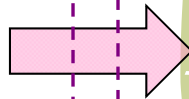
EPA税率を適用する相手国の産品とは？

ー原産地基準の必要性(スイスからのワインを例として)②

第三国(フランス)
(相手国や日本以外の国)

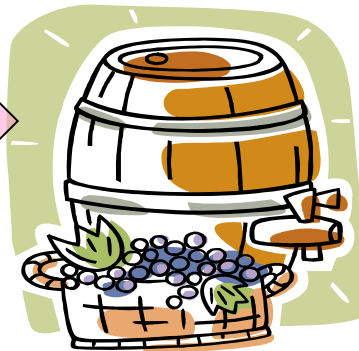


ぶどうを収穫



相手国(スイス)

○ 第三国のぶどうから相手国で醸造した場合



醸造

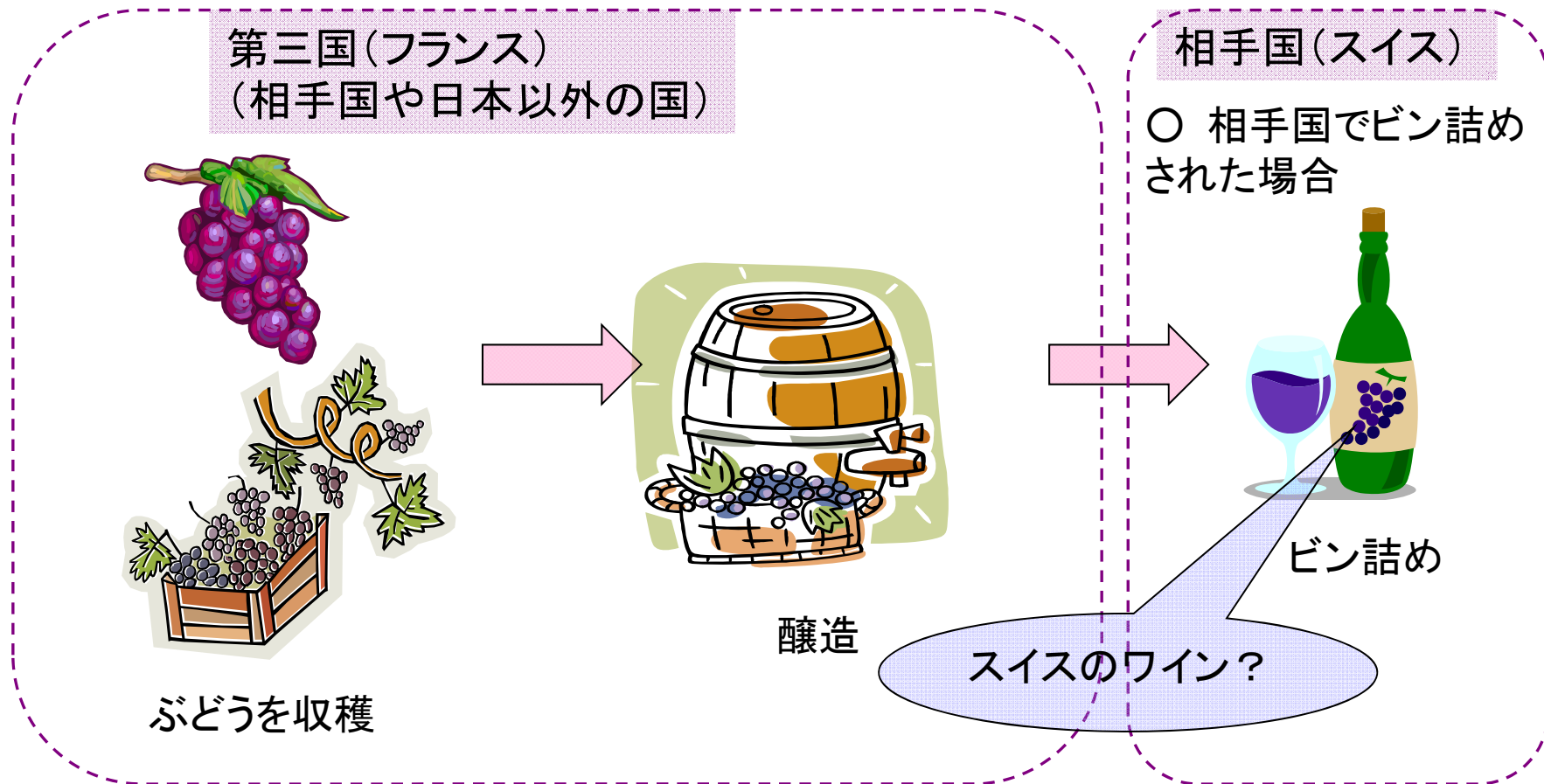


ビン詰め

スイスのワイン？

EPA税率を適用する相手国の産品とは？

ー原産地基準の必要性(スイスからのワインを例として)③



EPA税率を適用する相手国の産品とは？

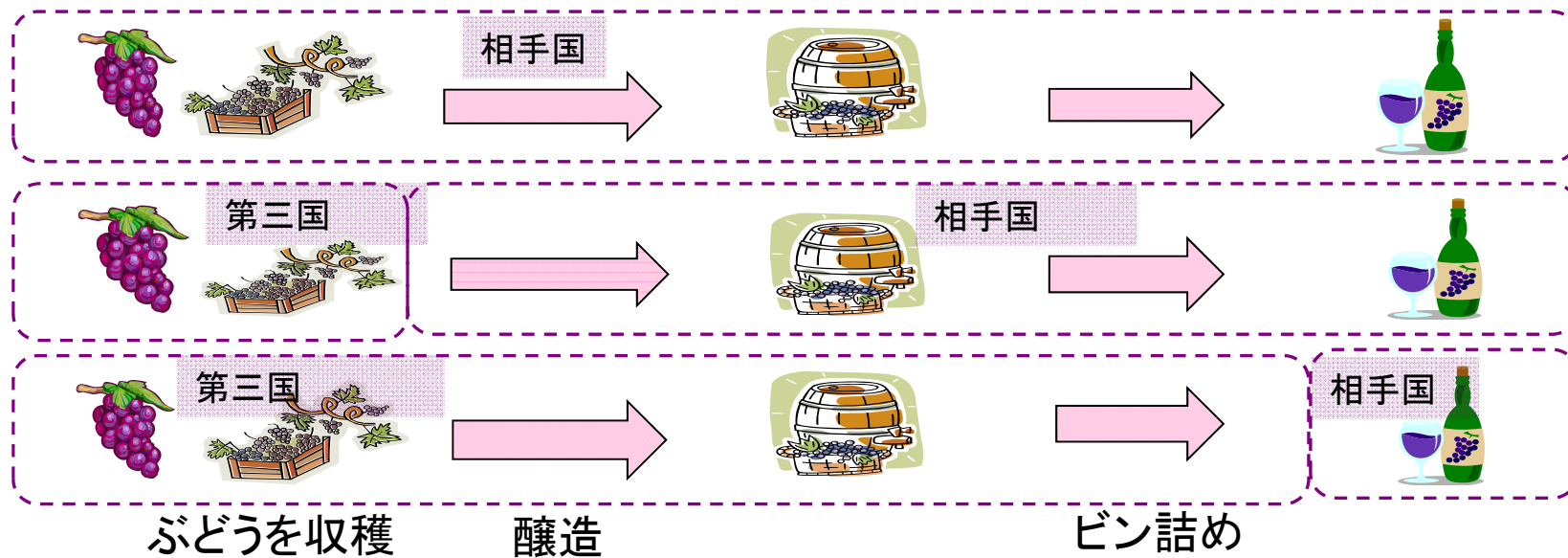
ー原産地基準の必要性(スイスからのワインを例として)④

相手国から輸入されたワインといっても、材料に着目するといろいろなものがありえる。

EPAによる特惠税率の対象となる相手国のワインとは何か決めておく必要がある。

原産地基準を定め、原産地基準を満たす原産品のみを特惠税率適用の対象とする

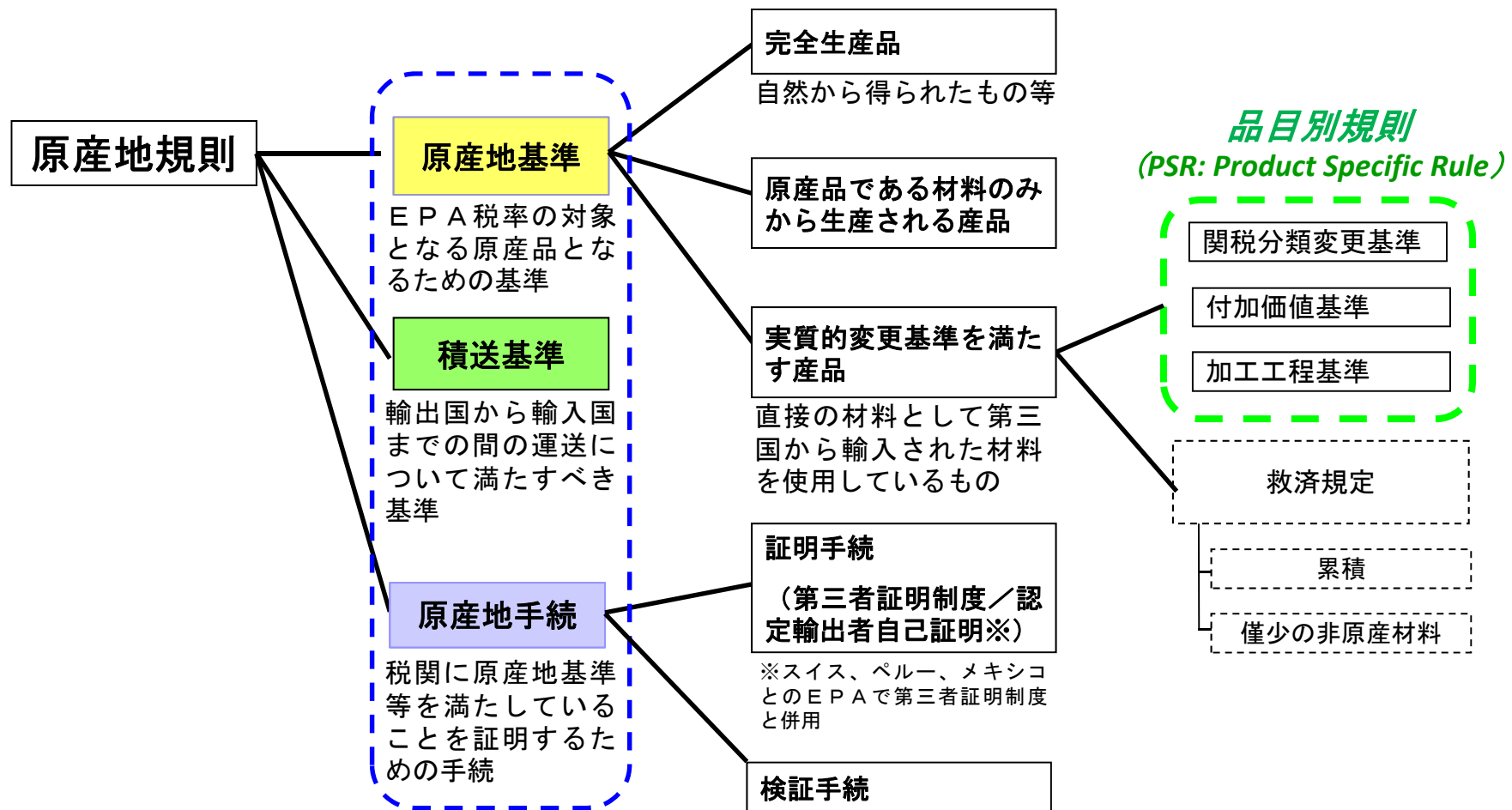
原産地基準とは、例えば





原産品 (原産地基準を満たす産品)

我が国のEPA原産地規則章の構成



原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの（※次スライド参照）

完全生産品

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（a）完全生産品

（a）生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
（家畜等）



（b）当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
（捕獲野生動物等）



（c）当該締約国において生きている動物から得られる産品
（牛乳、卵等）



（d）当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品
（果実、切り花等）



（e）当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
（原油等）



（f）当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品
（公海で捕獲した魚等）

（g）～（k） 略



（l）当該締約国において（a）から（k）までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
（（a）に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等）

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（a）完全生産品



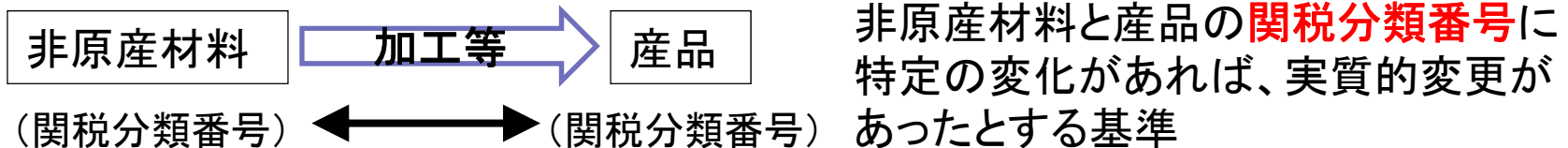
原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（c）実質的変更基準を満たす産品

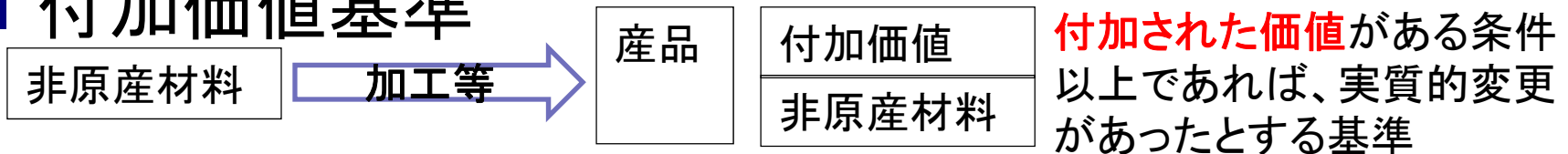


実質的変更基準 その種類

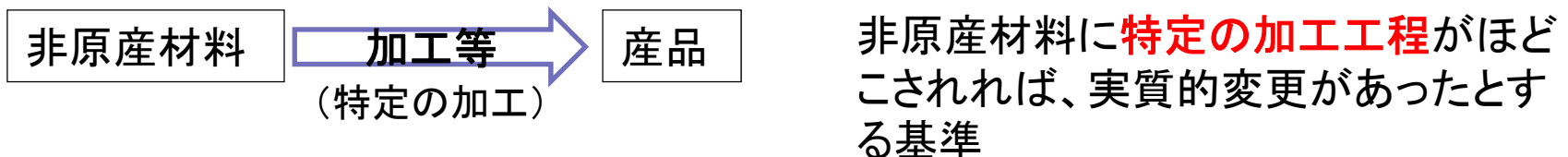
■ 関税分類変更基準



■ 付加価値基準



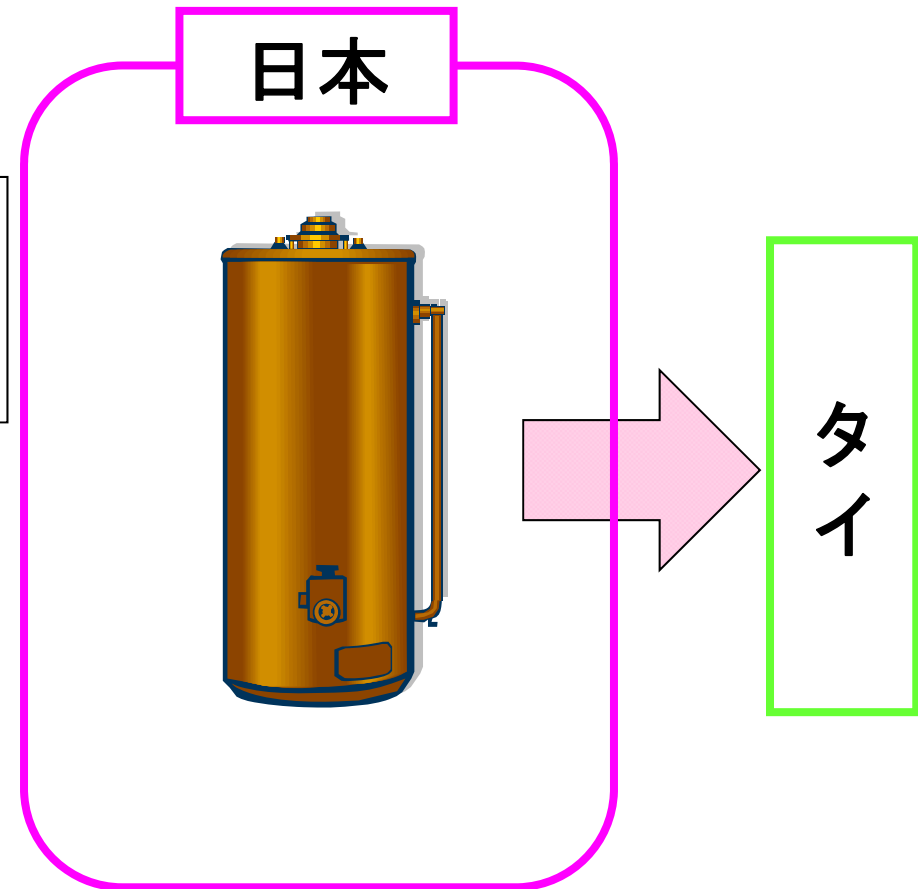
■ 加工工程基準



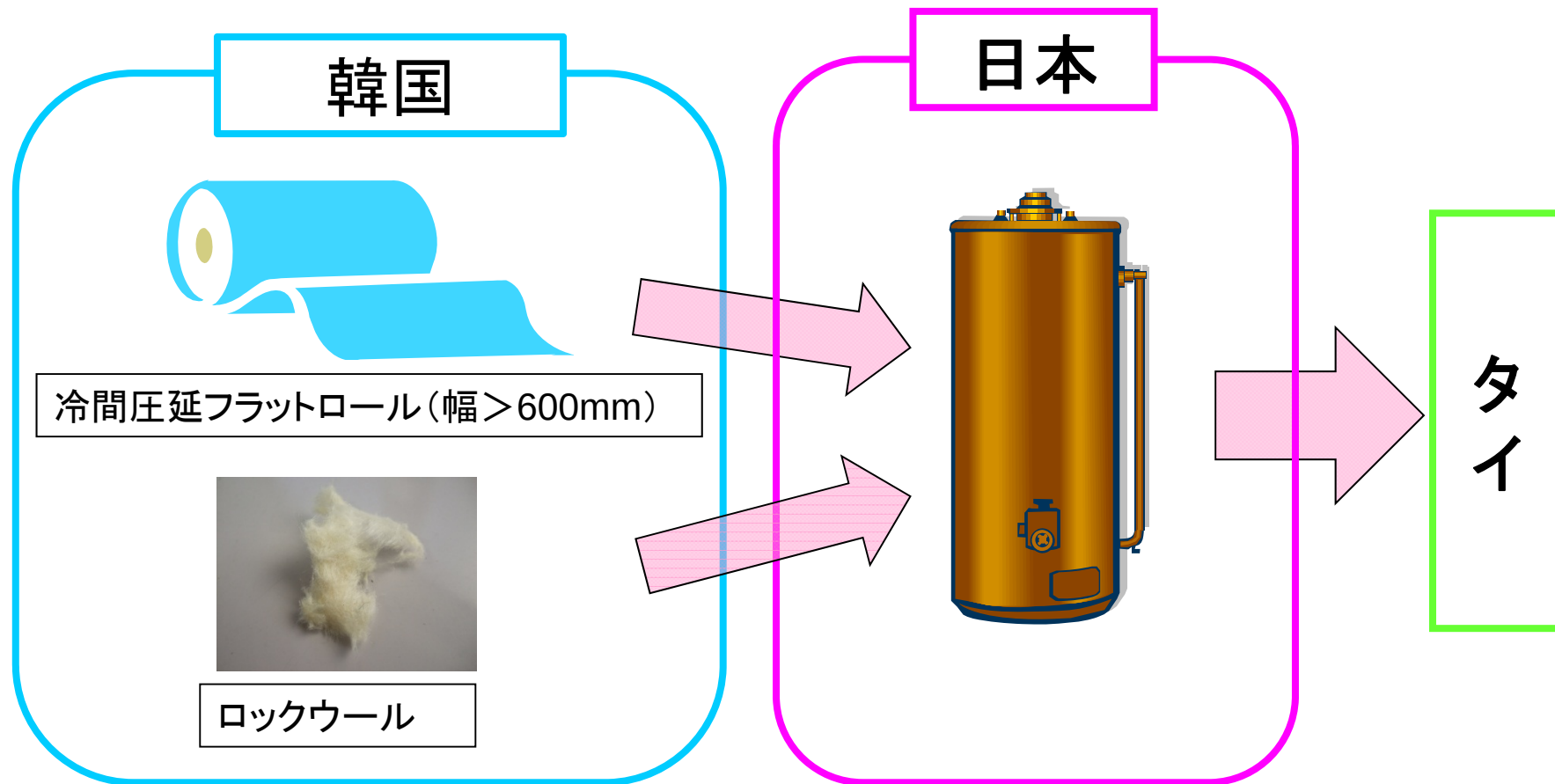
⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

鉄鋼製の貯蔵タンク
（内容積300リットル超）

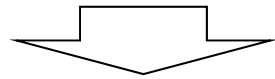


原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

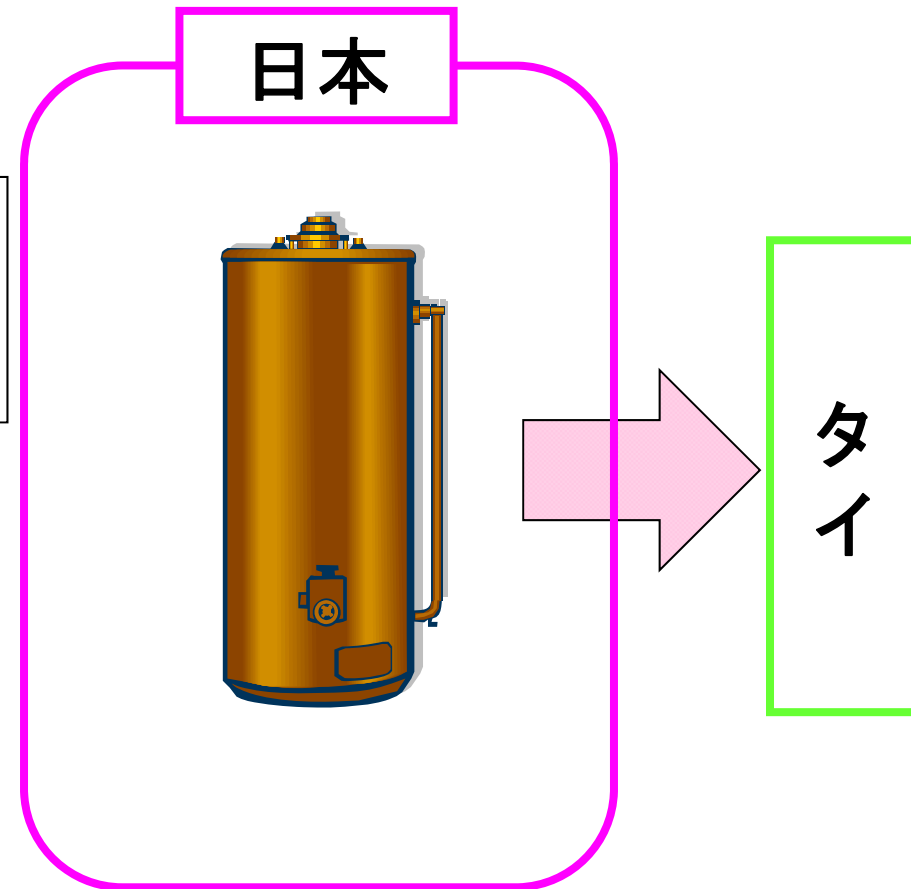


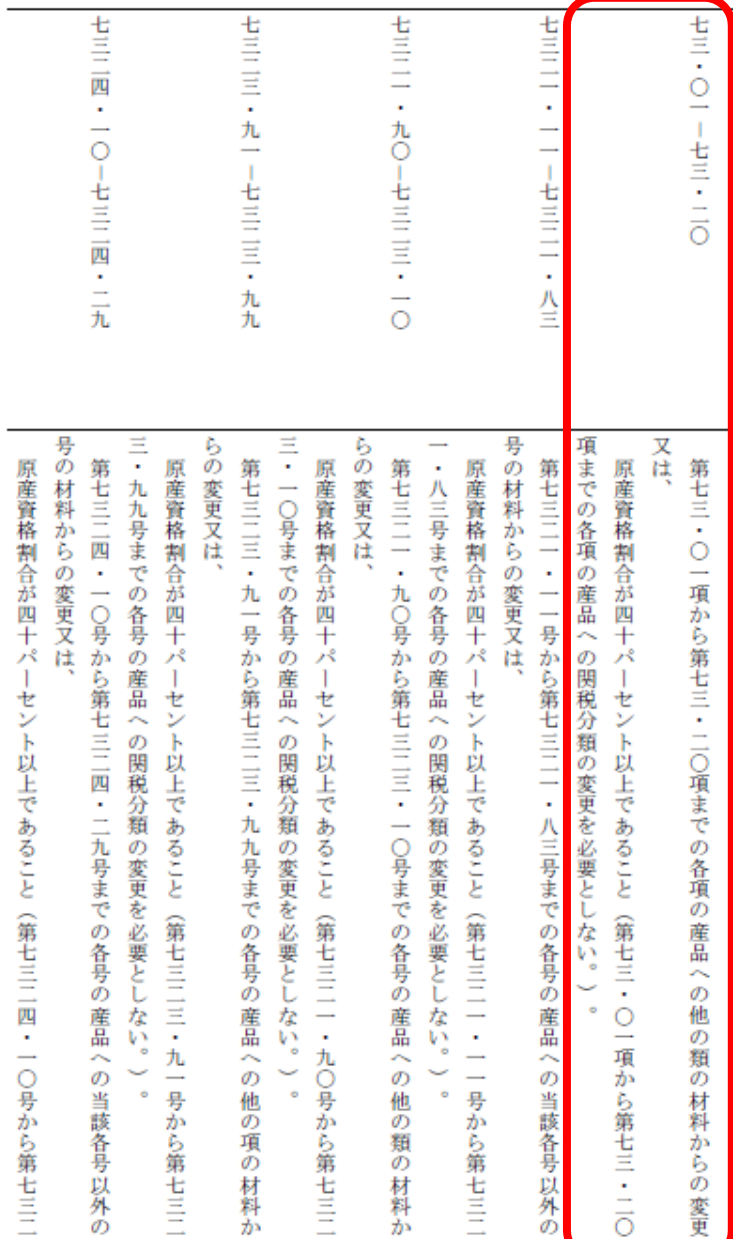
原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

鉄鋼製の貯蔵タンク
（内容積300リットル超）

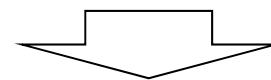


HS番号 73類
73.09項
7309.00号

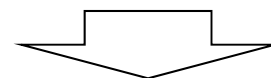




鉄鋼製の貯蔵タンク(内容積300リットル超)



HS番号・・・73.09項



原産資格割合が40%以上であること(第73.01項から第73.20項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第73.01項から
第73.20項まで
の各項の産品
への他の類の
材料からの変
更

又は

(付加価値基準)

(関税分類変更基準)

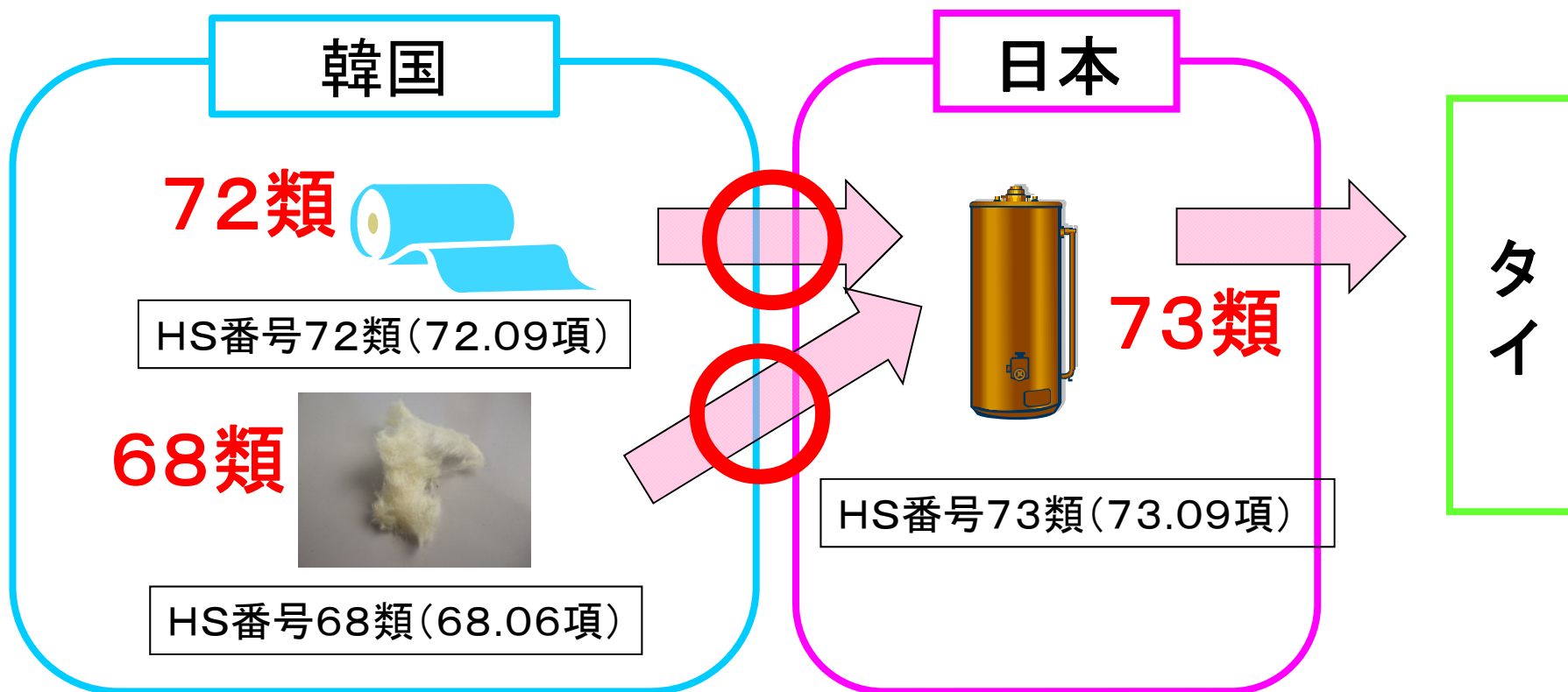
外務省ホームページ(税関ホームページからリンクあり)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

1. 関税分類変更基準

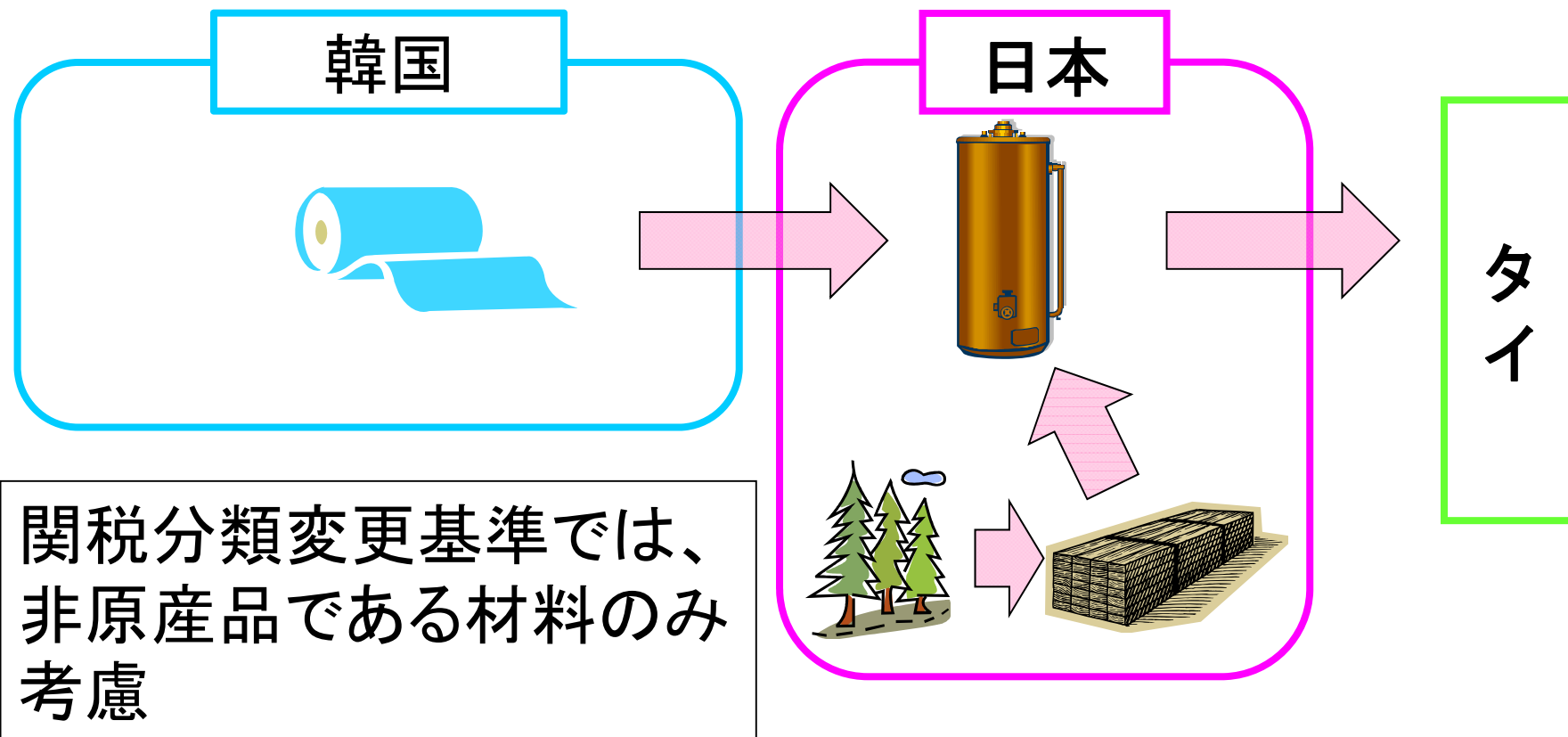
第73.01項から第73.20項までの各項の産品への他の類の材料からの変更



原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

1. 関税分類変更基準

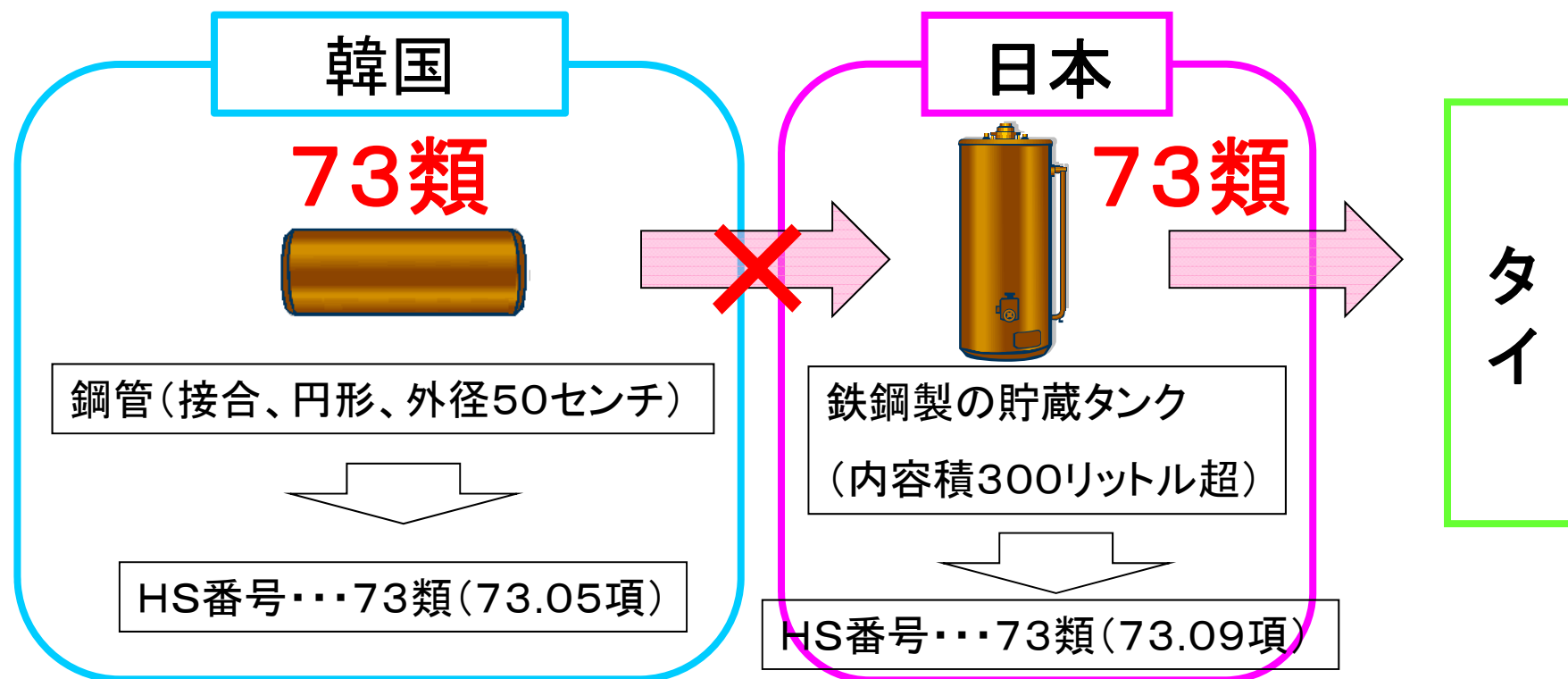
第73.01項から第73.20項までの各項の産品への他の類の材料からの変更



原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

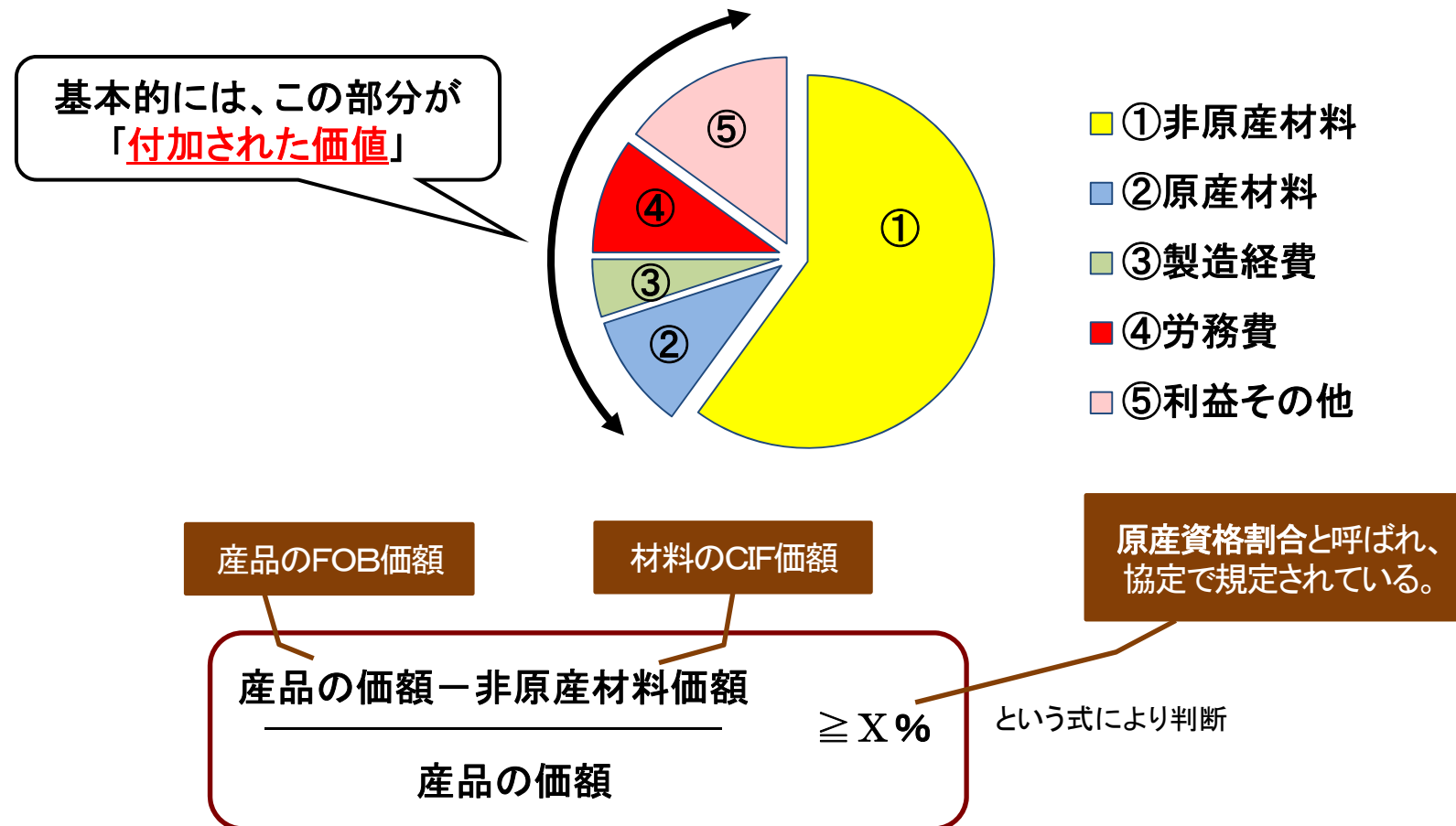
1. 関税分類変更基準

第73.01項から第73.20項までの各項の産品への他の類の材料からの変更



付加価値基準(控除方式)

その国の生産において、付加された価値の割合(閾値^{しきい})を判断基準として利用

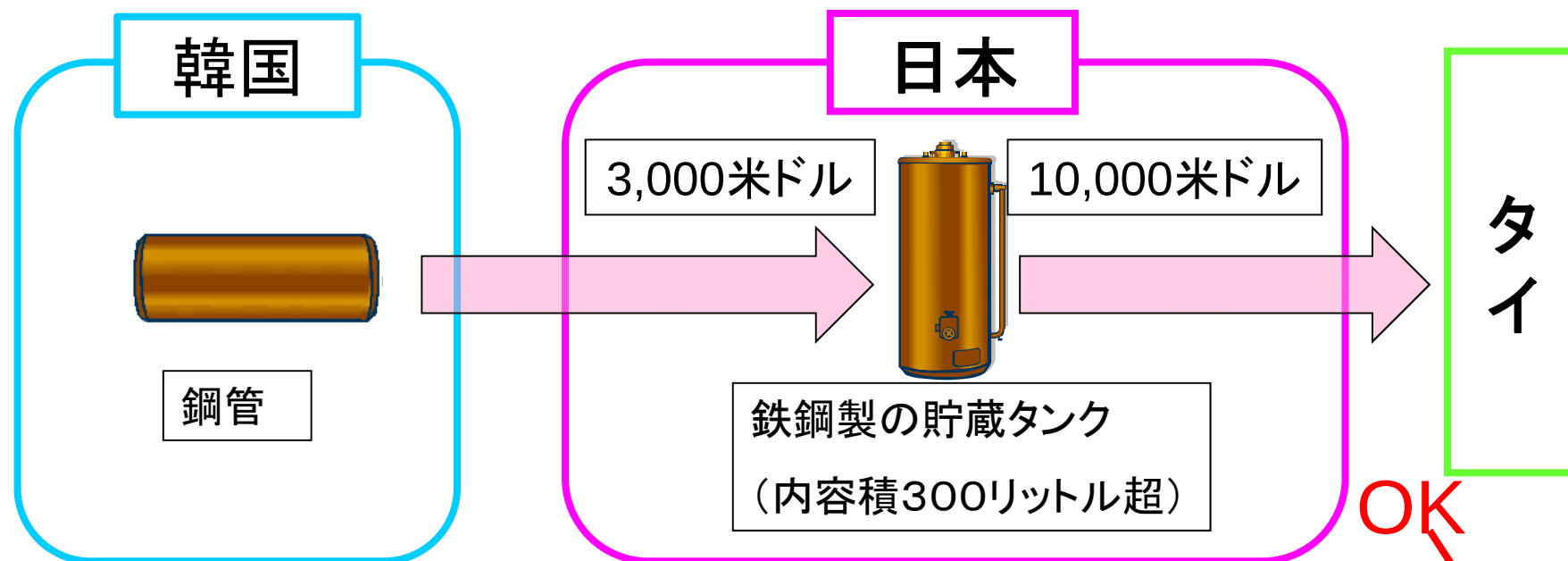


計算式で得られる値が、原産資格割合より大きければ原産品と認められる。
アジア各国との間のEPAにおいて採用している方式

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

2. 付加価値基準

原産資格割合が40%以上であること（第73.01項から第73.20項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

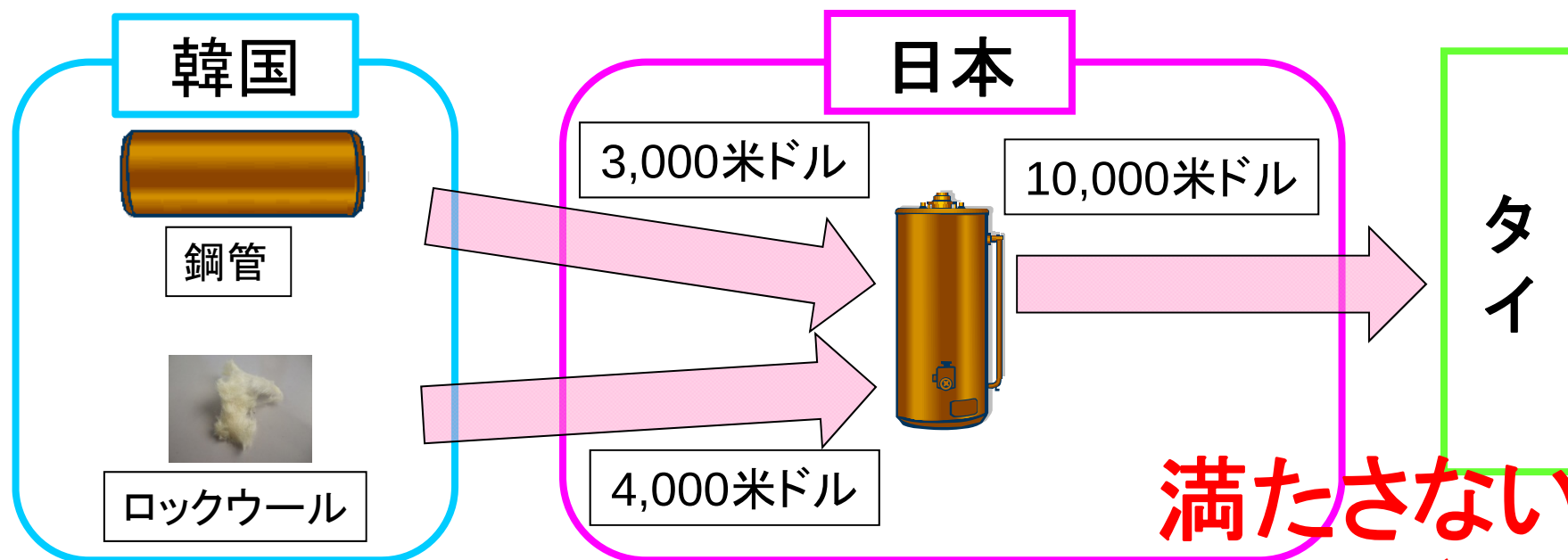


$$\begin{aligned}\text{原産資格割合} &= (\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}) / \text{製品の価額} \\ &= (10,000 - 3,000) / 10,000 = \underline{70\%}\end{aligned}$$

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

2. 付加価値基準

原産資格割合が40%以上であること（第73.01項から第73.20項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）



$$\begin{aligned}\text{原産資格割合} &= (\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}) / \text{製品の価額} \\ &= (10,000 - 7,000) / 10,000 = \underline{30\%}\end{aligned}$$



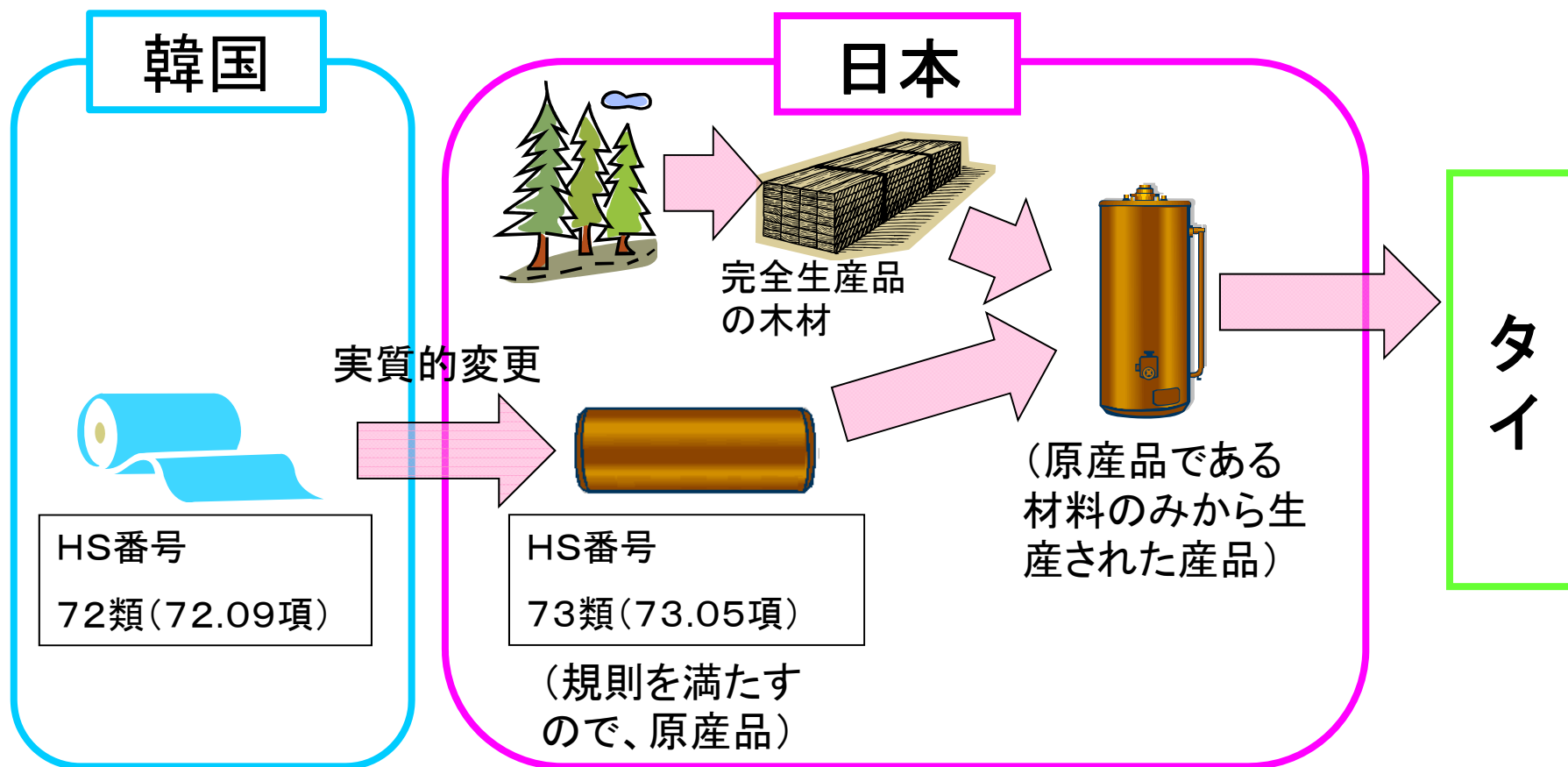
加工工程基準 (日タイEPAの例)

- ① 関税分類基準
(号の変更)⇒HS番号の少なくとも6桁目の変更があればよい
- ② 付加価値基準
(原産資格割合40%以上)
⇒付加価値40%以上
- ③ 加工工程基準
化学反応、精製、異性体分離の工程若しくは生物工学的工程を経ること

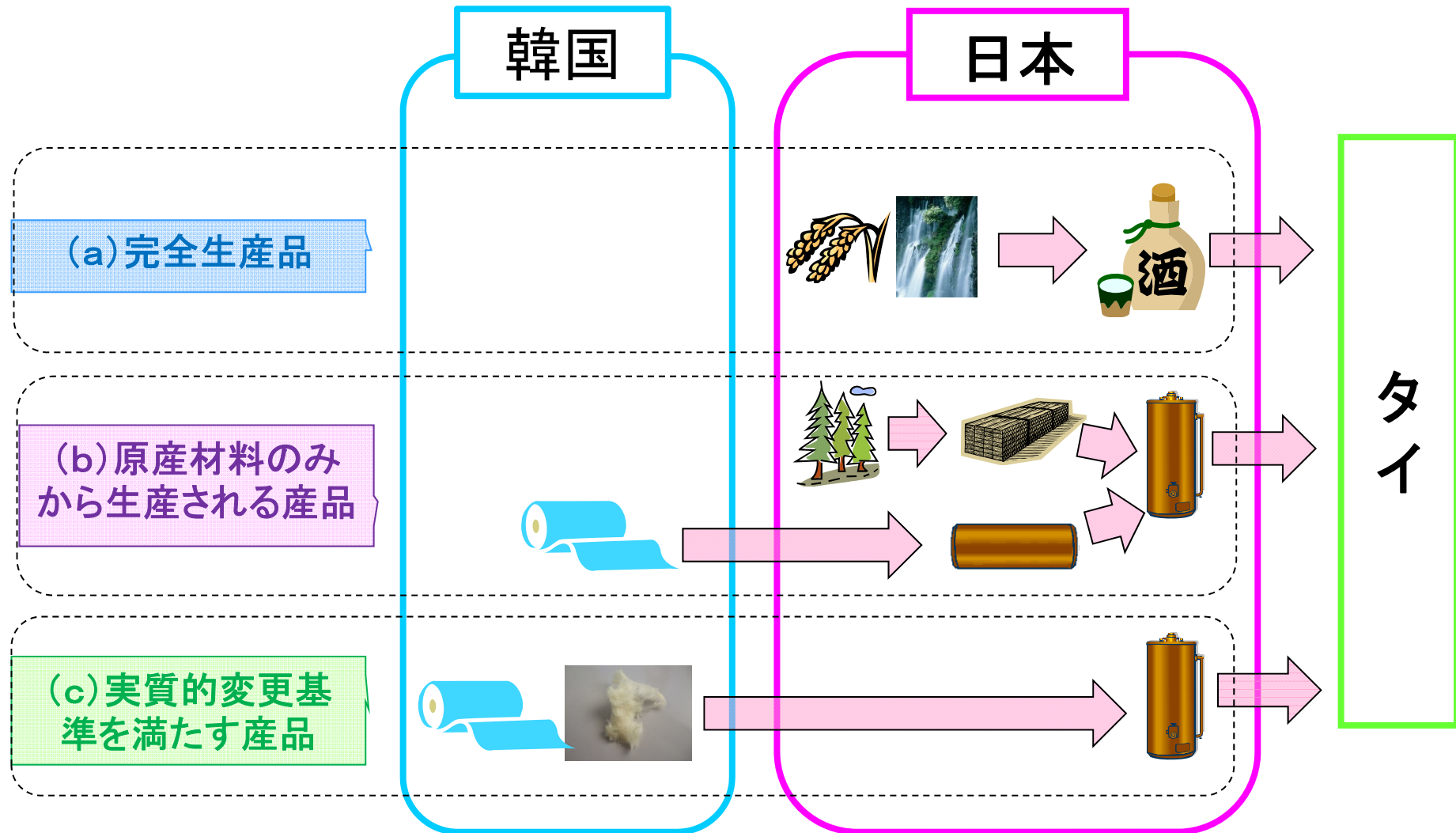
二九〇一・一〇一・二九〇五・四二	第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
①	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
②	第二九〇五・四三から第二九〇五・四五号の材料からの変更
③	第二九〇五・四九から第二九〇五・五九号の材料からの変更、
二九〇五・四三・二九〇五・四五	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
二九〇五・四九・二九〇五・五九	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
二九〇六・一一	第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第三三・〇一項の材料か

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（b）原産材料のみから生産される産品



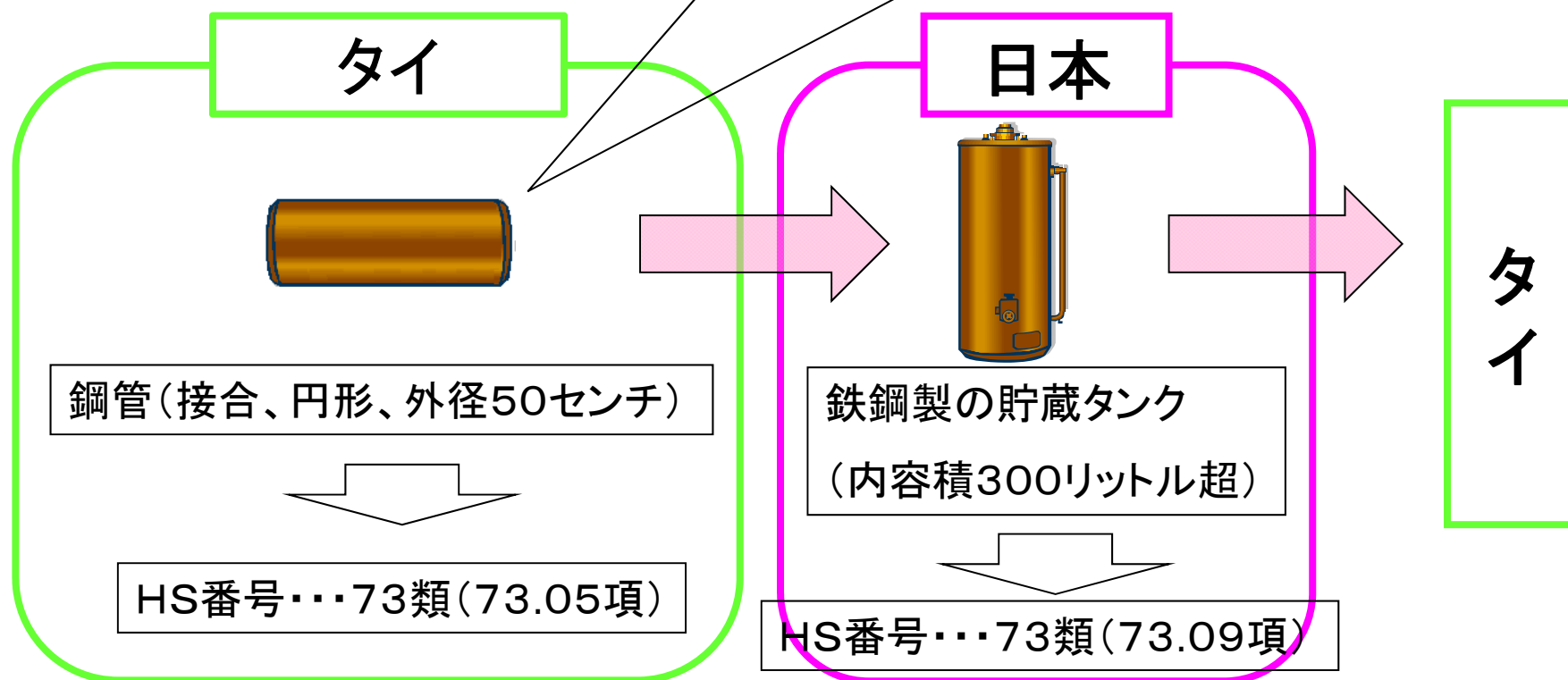
原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）



原産品の範囲を広げる規定

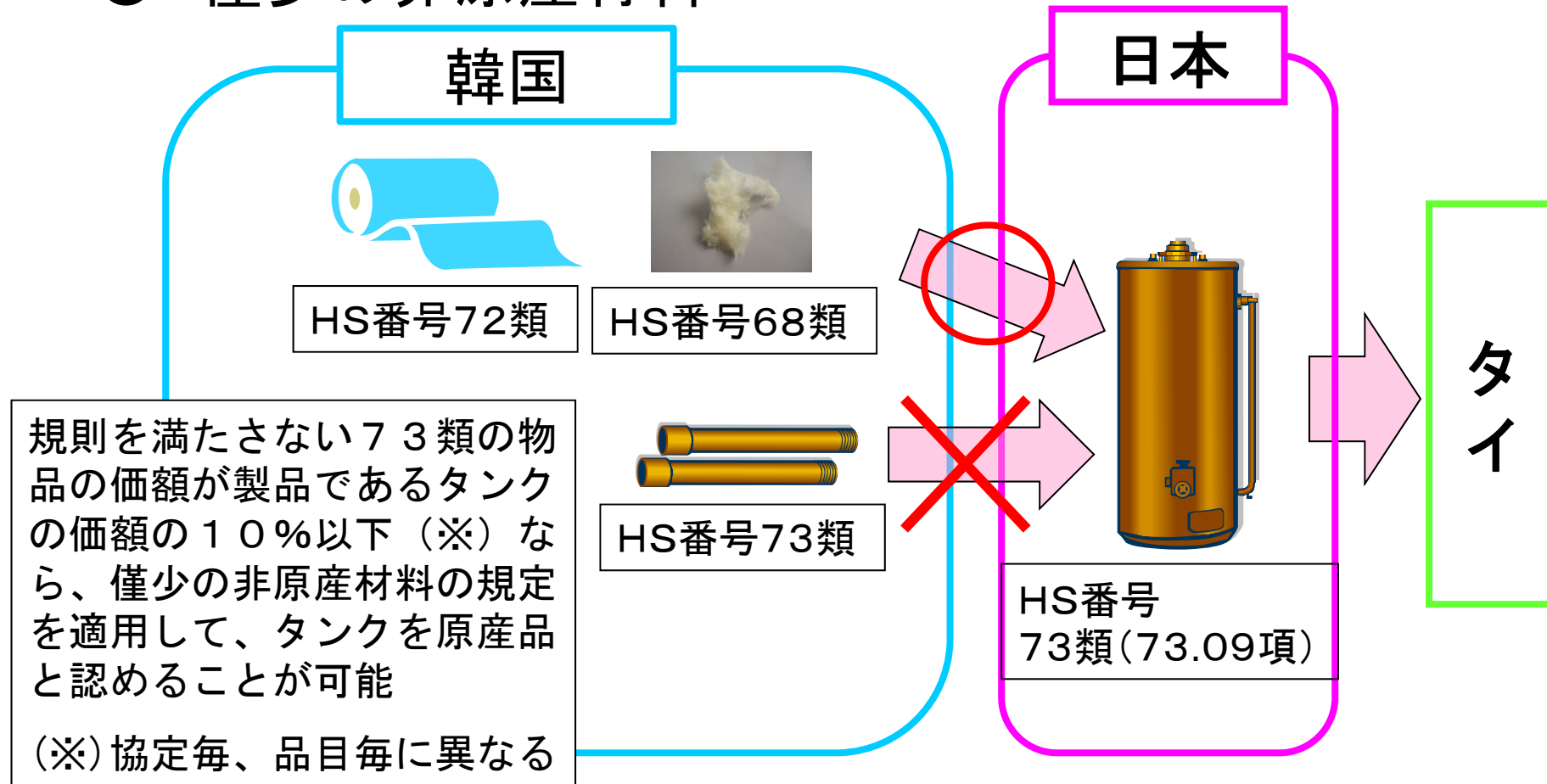
○ 累積

日本にとって非原産品だが、累積の規定により原産品とみなす



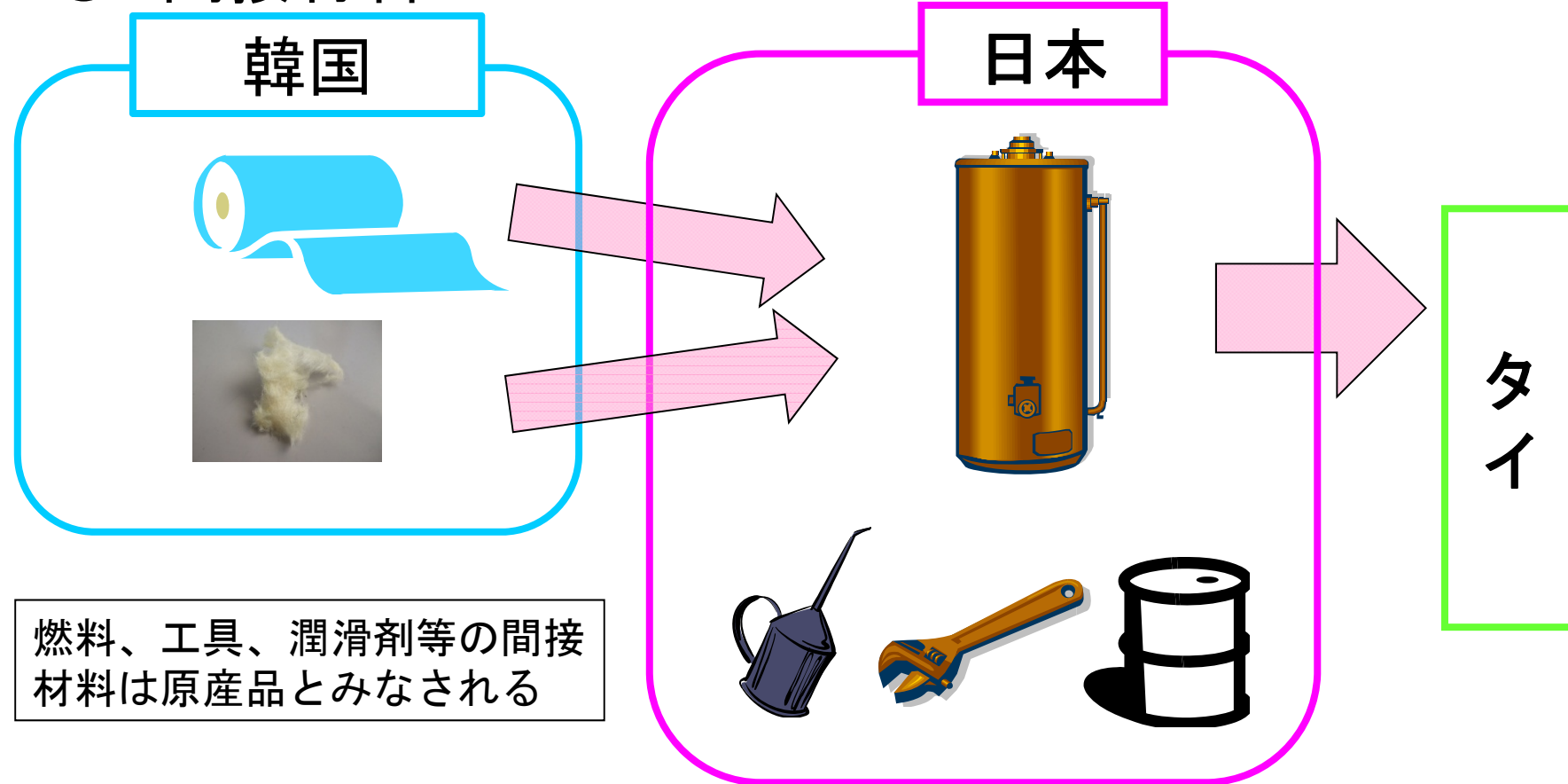
原産品の範囲を広げる規定

○ 僅少の非原産材料



その他の規定

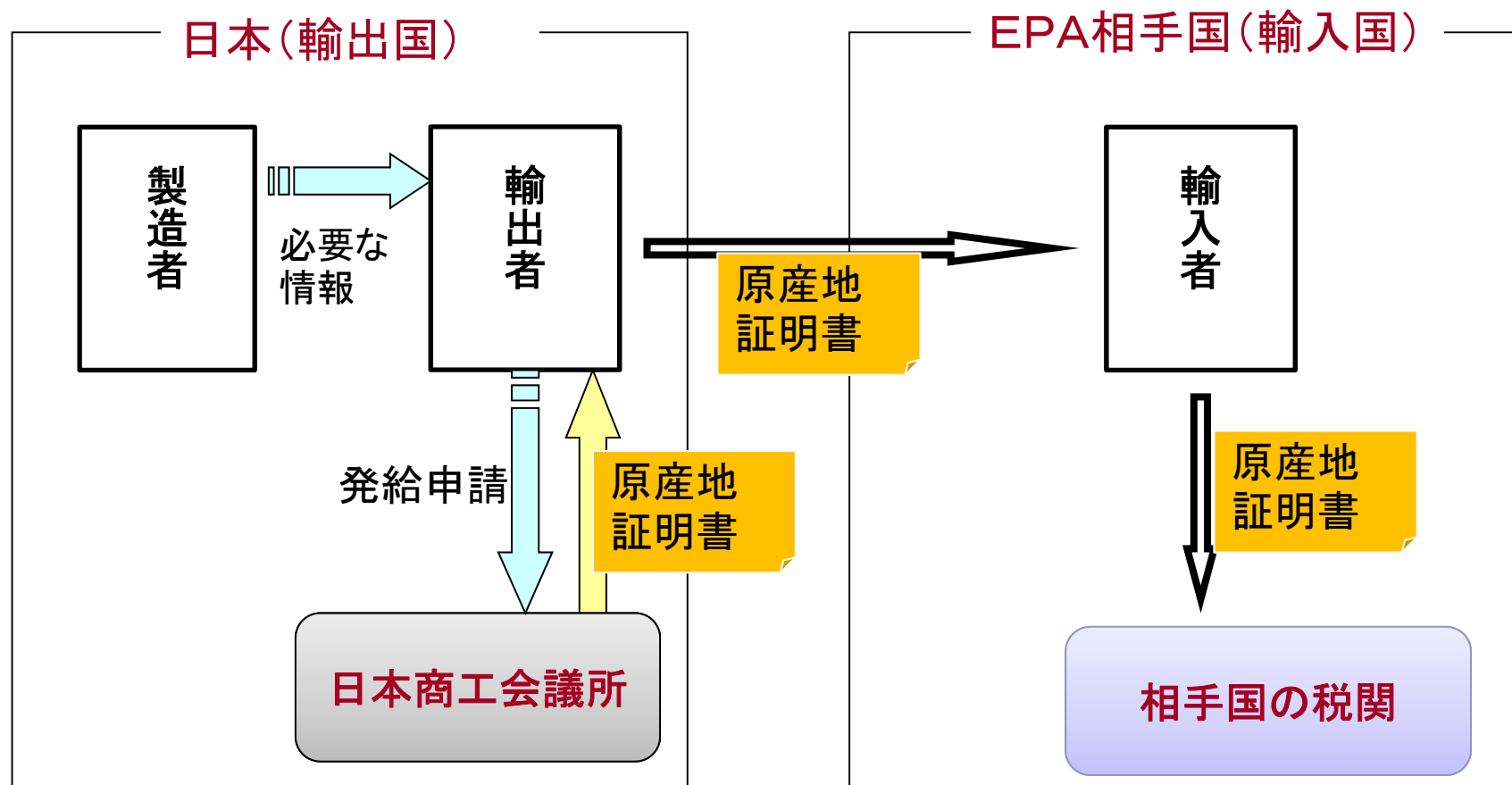
○ 間接材料





原産地を証明する

既存のEPAにおける原産地手続



(※) スイス、ペルー、メキシコとのEPAでは、認定輸出者による自己証明制度を併用

スイス協定での原産地証明

協定附属書2第15条の規定により、

1. Exporter (Name, full address, country)	No		
3. Consignee (Name, full address, country) (Optional)	2. Certificate used in preferential trade between and (insert appropriate countries, group of countries or territories)		
	4. Country, in which the goods are considered as originating	5. Country of destination	
6. Transport details (Optional)	7. Remarks		
8. Item number, marks and numbers; number and kind of package; description of goods	9. Gross weight (kg) or other measure (l, m, etc.)	10. Invoices (Optional)	
11. ENDORSEMENT Declaration certified Export document Stamp		12. DECLARATION BY THE EXPORTER I, the undersigned, declare that the goods described above meet the conditions required	

協定附属書2第16条に規定する
原産地証明書（付録2の様式）

又は

仕入書
.....
.....
.....

「"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin."」

「この文書の対象となる産品の輸出者（認定番号）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地（スイス連邦）が特惠に係る原産地であることを申告する。」という英文での原産地申告の申告文の記載を含む。

協定附属書2第19条に規定する
原産地申告（付録3の申告文）

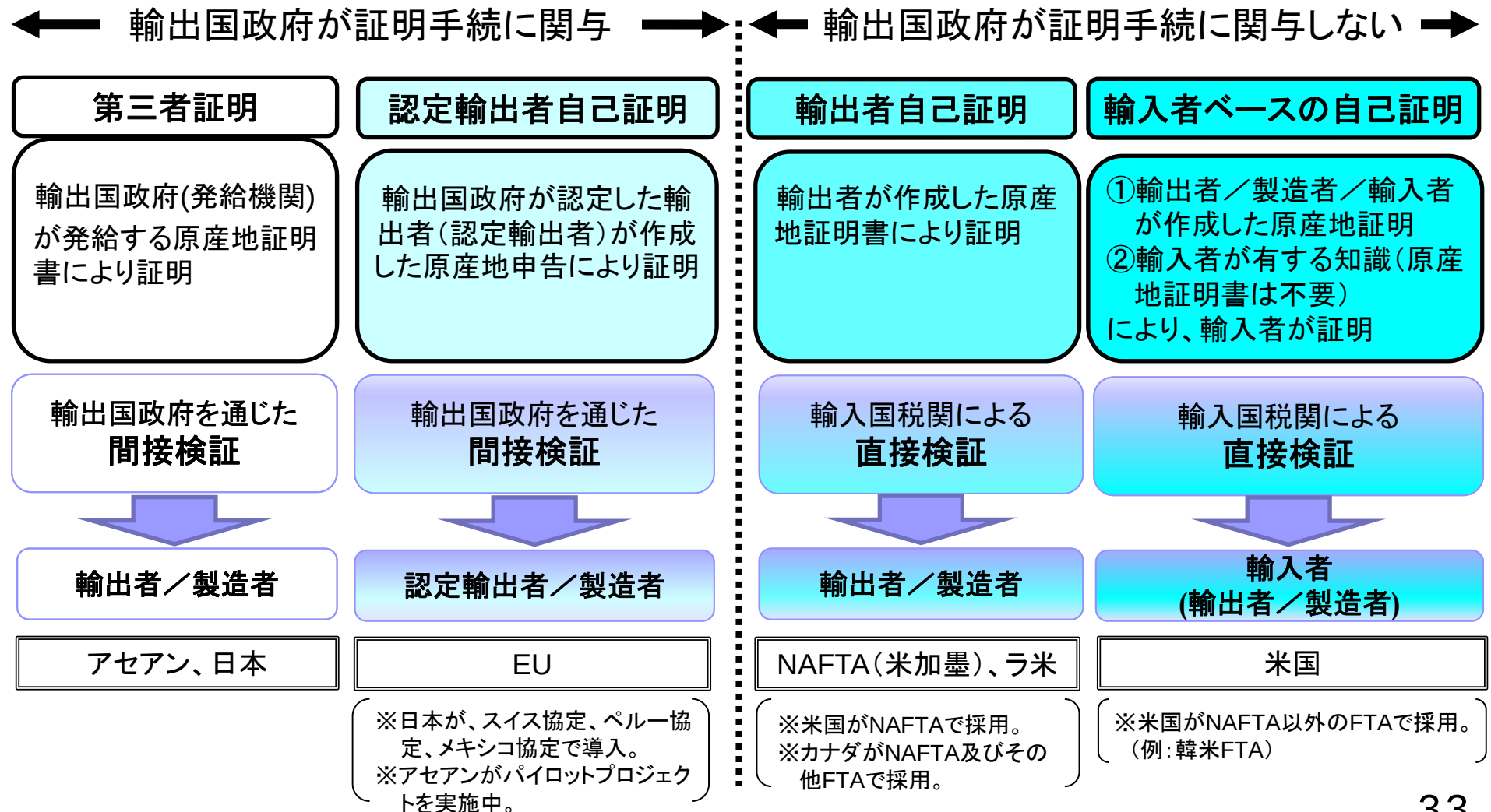
(*) 仕入書以外でも、納品書その他の商業上の文書も認められる。(ただし、関係する産品について特定できるよう十分詳細に記述したものであることが必要)

いずれかにより原産品であることを証明する。

世界のFTA(EPA)の原産地手続の類型

輸入申告された貨物がEPA税率等の特惠税率の対象となる相手国を原産地とする原産品である
 ことについて、税関に証明する手続き。

我が国は、第三者証明制度と認定輸出者自己証明制度を併用。



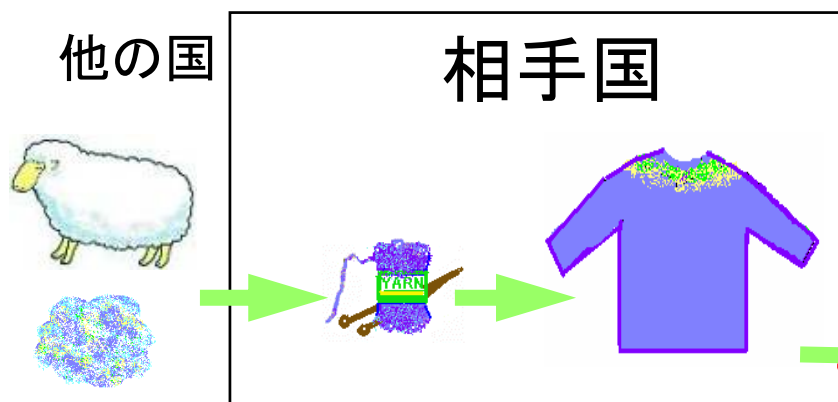


原産品か否か

- 原産地規則（特に原産地基準）を確認する。
- 材料を確認する。
 - 原産品である材料（原産材料）
 - ⇒ 原産品であるとした根拠は？
 - 上記以外の材料（非原産材料）
 - ⇒ 品目別規則を満たすか？
 - ⇒ 累積や僅少の非原産材料の規定の適用？

特惠税率適用に必要な4つの条件

①輸入される産品に関して、特惠税率が設定されていること
(EPA：協定の譲許表、一般特惠：暫定措置法別表)



②生産された貨物が、「原産品」とであると認められること(＝特惠原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地証明書」

③日本への運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(＝積送基準を満たしていること)

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件証明書」(通し船荷証券の写し等)

日本

④税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること(＝特惠原産地規則上の原産地証明書及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出すること)(手続的規定)

○特惠税率適用のためには①②③④の4つの条件全てを満たす必要がある。

○黄色部分が原産地規則

原産地証明書(CO)の不備の取扱い

- ① 特惠税率を適用できるのは、協定等に基づく相手国の原産品のみ。
- ② 原産品であることを確認するため、輸入時にCOの提出等が必要。
- ③ COは記載漏れなど不備がないことが前提であるが、COの真正性や正確性に影響を与えない不備は、税関では「軽微な誤り」と認め、有効なものとして取り扱っている。

最初のEPAが発効して10年が経過したことから、COの不備につき、「軽微な誤り」の基準を整理した上で見直し

不備のある原産地証明書等の取扱い

※明らかなタイプミスは有効

真正性に関する項目の不備

(例) 発給番号、発給機関の印影

「軽微な誤り」ではないため

無効

〔 一部例外あり 〕

同一性に関する項目の不備

(例) 仕入書番号、輸出入者、数量、品名など

「軽微な誤り」であり

有効

〔 取引関係書類にて輸入貨物との同一性が確認できる場合
(複数箇所に不備がある場合は要相談)
輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合※ 〕

原産性に関する項目の不備

(例) 特惠符号、HS番号など

「軽微な誤り」ではないため

原則無効

〔 輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合※ 〕

※文書による原産地に関する事前教示を取得している場合には、原産品であることを明らかにできる場合とみなします。

輸入者の皆様へ

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、



原産地認定についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

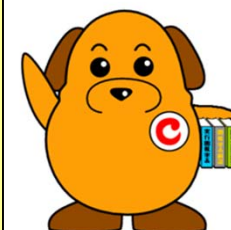


シェリーちゃん

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の**原産地**を税関に文書で照会し、文書で回答を受け
ることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された**商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重される**



カスタム君

などのメリットがあります。

- ◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
 - ・トップページのピックアップ中「☒ 輸出入手続 ☐ 税関様式・記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
 - 原産地については、「事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
- ◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。 》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。



税関の原産地担当部門

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

函館税関業務部	原産地調査官:0138-40-4256
東京税関業務部	原産地調査官:03-3599-6527
横浜税関業務部	原産地調査官:045-212-6174
名古屋税関業務部	原産地調査官:052-654-4205
大阪税関業務部	原産地調査官:06-6576-3196
神戸税関業務部	原産地調査官:078-333-3097
門司税関業務部	原産地調査官:050-3530-8369
長崎税関業務部	原産地調査官:095-828-8665
沖縄地区税関	原産地調査官:098-862-8692

- 適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページからご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

税関ホームページ

http://www.customs.go.jp/

このページの本文へ サイトマップ English

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

税関
Japan Customs

Securing Japan's Border
税関は、この国を水際で守っています

ホーム 海外旅行の手続き **輸出入の手続き** 水際の取締り

輸出入の手続き

このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

お知らせ

輸出通関における保税搬入原則の見直しについては、当該見直しを盛り込んだ関税改正法が平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より施行されました。これにより、保税地域に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への搬入前に行うことが可能となりました。

[輸出通関における保税搬入原則の見直しについて](#) (124kb:PDF)
【参考資料】関税法基本通達等の一部改正(平成23年8月10日財関第901号)

手続に関し不明な点がございましたら、[最寄りの税関](#)までお問い合わせください。

トピックス

不正薬物の「運び屋」は重大な犯罪です！

1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)

貿易のしくみ

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特恵関税制度](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [免税コンテナに係る税関手続について](#)
- ▶ [更正の請求期間の延長等について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)
- ▶ [カスタムズアンサー\(FAQ\)](#)
- ▶ [通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱い](#)
- ▶ [問い合わせ・相談\(輸出入通関手続等\)](#)

8. 輸出入手続関連リンク

注意：下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。

関税政策・税関行政

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)
- ▶ [採用案内](#)

審議会・研究会

- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)
- ▶ [国際機関\(WTO・WCO\)](#)
- ▶ [地域協力\(APEC\)](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

- ▶ [手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)
- ▶ [税関様式及び記載要領](#)



EPA活用促進における税関の役割

- 伝統的に輸入に重心
- **原産地・関税分類の専門性**を有する職員が全国的に所在
- EPA／FTAの増加⇒利用者支援の必要性
 - 輸入者・通関業者のみならず、**輸出者・製造者**
 - セミナー、個別相談
- 行政の透明化、明確化

ご清聴ありがとうございました

